

相楽東部広域連合学校教育指導主事設置規則

平成21年4月1日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育の充実を図るため、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に学校教育指導主事（以下「指導主事」という。）を置くことに關し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導主事は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の命を受け、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

(定数)

第3条 指導主事の定数は、3名以内とする。

(選考)

第4条 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験を有すると認められる者のうちから教育長が選考する。

(服務)

第5条 指導主事は、原則として1週4日の範囲において教育長の指示により、学校教育の実務に従事するものとする。

(任期)

第6条 指導主事の任期は1年とし、再び任用することができる。

(報酬及び費用弁償等)

第7条 指導主事の報酬及び費用弁償等は、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年相楽東部広域連合条例第4号）及び相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年相楽東部広域連合規則第1号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、指導主事の勤務条件その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。